

# 「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（素案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果を公表します

「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（素案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）について、ご意見の概要とそれに対する市の考え方をとりまとめましたので公表します。貴重なご意見をいただきありがとうございました。

※ いただいたご意見は、原則として要約したものを記載しています。

※ 個人・団体等への誹謗中傷など市が不適切と判断した内容や、個人等が特定される内容については、記載していません。

## 1. 意見募集結果概要

- 【意見募集期間】 令和5年（2023年）12月14日（木）  
～令和6年（2024年）1月19日（金）
- 【意見提出者数】 18名
- 【意見提出件数】 23件

### ＜回答分類＞

回答分類	説明	件数
①素案に記載済の内容です	いただいたご意見の内容は既に素案に盛り込まれています。	8
②素案を修正します	いただいたご意見をもとに素案を修正します。	0
③今後の参考・検討とします	素案の修正はしませんが、いただいたご意見は今後の参考（検討）にします。	13
④素案のとおりとします	ご意見の反映や対応が困難、または、市の考え方と方向性が合致しない内容です。	1
⑤その他	素案の内容と直接関係のないご意見、感想等（①～④に該当しないもの）。	1
	合計	23

問合せ先：西宮市高齢介護課 Tel 0798-35-3314

## 2. ご意見の概要及び市の考え方について

NO.	ご意見の概要	人数	市の考え方	計画頁	回答分類
1	<p>【「西宮いきいき体操」実施グループの活動支援】</p> <p>フレイル予防の推進の要である“西宮いきいき体操”の充実について…まだまだ参加されていない、又は参加出来ない方々の現状把握を行ない、公民館や地域のいこいの広場やふれ合い喫茶・拠点の利用を。</p>	1	<p>まだまだ参加されていない、参加できない方々の現状把握につきましては、高齢者あんしん窓口や老人クラブ、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等と連携し、現状把握に努め、西宮いきいき体操の普及啓発を推進してまいります。</p> <p>また、公民館等の公共施設や地域の活動の場などを活用し、市内全域で徒歩圏内の地域において介護予防に取り組める環境づくりを今後も推進してまいります。</p>	P45	①
2	<p>【高齢者が集まる「場」「機会」の確保】</p> <p>芦屋はルナホール、市役所、はなみずきにCaféがあります。コープ神戸、店内で空きスペースが増している店が多くあります。コープと連携してこのスペースにCaféを作る、(有償ボランティア or ポイント制で5回で500円のコープの商品券と引き替え…ウェイトレスは)利用は1回200円で飲み物、お菓子は勿論コープから調達します。</p> <p>また臨港線はスーパーマーケット銀座です。一般的に混まない時間帯に主要駅からマイクロバス＝(大きな介護業者で運転手がいる所から借りる)でおつかいを可能にする、利用者は高齢者バス券を使う。</p>	1	<p>地域福祉の推進を目的とした活動を行う福祉事業所・協同組合等団体と連携し、地域生活課題の解決に向けた取組の協議・協働を推進しています。</p> <p>ご教示いただきました芦屋市の例も参考に、本市でも地域の実情に応じた取組の創出に向け、各団体との連携強化に努めてまいります。</p>	P124	③
3	<p>【高齢者が集まる「場」「機会」の確保】</p> <p>地域密着型サービス(デイやデイケア)がもっと地域との交流を深める事が出来る様な工夫(財源的支援を含め)が“地域で支える”の原点になるのではないのでしょうか。</p>	1	<p>西宮市社会福祉協議会に設置する生活支援コーディネーターと連携し、地域生活課題の解決に向けた取組に企業・福祉事業所等が参画しやすい環境づくりと、地域と企業・事業所等が協働できる仕組みづくりを推進しています。</p> <p>今後も、市内の多様な活動主体が連携できるように努めてまいります。</p>	P124	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

NO.	ご意見の概要	人数	市の考え方	計画頁	回答分類
4	<p>【生涯学習と芸術・文化活動の推進】</p> <p>公民館は特に猛夏の避暑拠点となる様、日頃から利用され易い様に図書コーナーを作ったり身近な高齢者の拠点になる様地域の人的、物的財産を結集する作業が急務だと考えます。</p>	1	<p>地域に開かれた公民館づくりのため、ご意見を参考にさせていただきます。</p>	P 123	③
5	<p>【多様な介護人材の確保・育成・資質の向上】</p> <p>介護や支援が必要な高齢者には、寄り添ってくれる「人」が必要です。国や西宮市は人材不足も課題に上げています。「福祉事業の現場」では募集しても募集しても応募の職員が来ないなかで、現場では管理者も含めて走り回ったり、利用者様に「待って」「あきらめて」いただく支援・介護をするしかない実態です。私は35年働いてきましたが、こんな状態がずっと続き、一度も充足していると思ったことはありません。ちょっとした時間にお話を聞く、困ったこと、不安なことが「ちょっと相談できる」人も必要です。そのためにもある「地域包括センター」は、介護保険前は市の業務だった仕事が委嘱が増え、パンク状態と聞きます。福祉に携わる職員が体調が壊したり事業所がつぶれていく前に、即座に人員確保・増員できるよう手を打ってください。待遇改善と人員枠を増やすための予算措置を計画に入れてください。</p>	1	<p>本市としましても、介護人材の確保は重要な課題であると認識しており、素案の54から55ページに記載している取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>ただし、介護人材の不足は少子高齢化等による全国的な課題であり、社会保障制度の仕組みとしましても、介護報酬等の改定により対応すべきであるため、「国の責任において、全ての介護従事者の処遇改善に継続して取り組むこと」や、「国の責任において介護従事者の確保・定着及び育成のための抜本的な支援策を講じること」について、国に要望しているところです。</p> <p>なお、高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）の人員確保・増員につきましては、令和2年度より専門職の段階的な増員を行いました。市内全体での高齢者あんしん窓口の職員数は、令和元年度の64名から令和5年度の88名となっております。高齢者あんしん窓口とは今後もヒアリングや会議等で業務状況を確認しながら対応してまいります。</p>	P 54	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

NO.	ご意見の概要	人数	市の考え方	計画頁	回答分類
6	<p><b>【多様な介護人材の確保・育成・資質の向上】</b>            介護現場における人材不足・育成・資質向上は、今後さらに深刻化するのではないかと懸念されています。専門的に学び取得したスキルに見合う適切な報酬があるのか。経済格差が広がる中、人材確保に努める法人にも格差があれば、法的な人員配置ギリギリとなり、働き手の負担が生じます。専門職であるという主観的にも客観的にも誇りが要。</p>	1	<p>介護人材の不足につきましては、今後ますます高齢化が進むこと等により、深刻化が予想される所です。これは全国的な課題であり、社会保障制度の仕組みとしましては、介護報酬等の改定により対応すべきであるため、「国の責任において、全ての介護従事者の処遇改善に継続して取り組むこと」や、「国の責任において介護従事者の確保・定着及び育成のための抜本的な支援策を講じること」について、国に要望している所です。</p> <p>本市としましては、介護人材の確保は重要な課題であると考えているため、素案の54から55ページに記載している取組を進めてまいります。</p>	P54	③
7	<p><b>【多様な介護人材の確保・育成・資質の向上】</b>            地域資源が乏しい中、高齢者の困りごとに寄り添えば寄り添うほど、ケアマネが多忙化しバーンアウト離職される方が多いと聞きます。多様な人材の確保に向けて新たな人材の養成が重点的な取組に掲げられています。ケアマネの介護保険外の仕事内容について精査し、カバーできる人材の養成を望みます。介護人材としての括りではなく、権利擁護支援者活動としてケアマネサポートという新たな担い手を募集できないでしょうか。</p>	1	<p>介護保険制度外の高齢者のお困りごとにつきましては、行政が対応すべきものから、家族間や地域住民同士にて、また介護保険事業所での保険適用外サービスやシニアサポートのような有償ボランティア、社会福祉協議会でのボランティアセンターの利用により解決していただいているものや解決に至らないものまで、多種多様なものがあり、この問題は全国的な傾向でもあると認識しております。</p> <p>国の調査報告によると、家族による支援を受けることが困難な高齢者を対象に、入院・施設等入所時の身元保証、日常生活支援、死後の対応等のサービスを行う「身元保証等高齢者サポート事業」を実施する民間事業者が出てきており、総務省が実態調査を行い、厚生労働省、消費者庁、法務省に対して、結果が通知された所です。</p> <p>今後も国の動向を注視し、本市において高齢福祉に携わる様々な関係者にご意見をいただきながら、高齢者のお困りごとに対応できるよう研究してまいります。</p>	P54	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

NO.	ご意見の概要	人数	市の考え方	計画頁	回答分類
8	<p><b>【多様な介護人材の確保・育成・資質の向上】</b></p> <p>介護人材の確保、育成には介護報酬の大幅な引き上げと職員の大幅な賃上げが必要だと考えます。西宮市として介護事業所の従事者の待遇改善の検討とともに、国に対しても介護保険の負担割合の増大と介護職員の大幅賃上げの増大を意見として要望すべきと考えます。国の対策が不十分であることは明らかです。</p> <p>事業所が持続できるような支援金の提供を自治体独自で具体的な政策で実現を切にお願いします。</p>	5	<p>介護人材の確保は、本市におきましても重要な課題であると考えておりますが、市が独自で事業所への支援金の提供等に対応するには、多額の費用が必要となるため、困難であると考えております。人材不足は少子高齢化等による全国的な課題であり、社会保障制度の仕組みとしましても、介護報酬等の改定により対応すべきであるため、「国の責任において、全ての介護従事者の処遇改善に継続して取り組むこと」や、「国の責任において介護従事者の確保・定着及び育成のための抜本的な支援策を講じること」について、国に要望しているところです。</p>	P54	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

NO.	ご意見の概要	人数	市の考え方	計画頁	回答分類
9	<p><b>【公共交通のバリアフリー化の推進】</b></p> <p>高齢者が杖やシルバーカーを引く姿をよく見かけるようになりました。素案 P.5 に交通と記してあります。国道2号線の横断は普通に歩けない人にはきつくなります。中央分離帯に安全地帯を設ける、エレベーター付の陸橋を作る、芦屋は立橋が1つありますし、国道43にはEV設置中です。西宮はひとつもありません。</p> <p>そしてJRの「踏み切り、大手前大学北、大師の踏み切り、4つの線路があり傾斜(昔ながらの)もあり、待ち時間もとても長いです。上り or 下りだけでも高架にすることはできませんか？</p> <p>又この通りは、車が歩行者、自転車を追しのけ、往来しています。車のスピードを減じるように渡ったら睨まれる始末。「歩行者に配慮」の立て看板設置など歩くのを優先にしてください。徒歩で外出が出来るのは、要介護にならない重要な項目です。</p>	1	<p>国道などの幅員が広く交通量が多い道路については、高齢者などの移動の円滑化を確保する必要があると考えております。国道43号では、利用者数の多い横断歩道橋など4箇所へのエレベーター設置に向け国道管理者である国に要望を行っております。国道2号につきましては、今後、要望内容等を検討してまいります。</p> <p>大手前大学北側にある大師踏切周辺の立体交差化については、東側にさくら夙川駅が近接していることなどを考慮すると、鉄道の高架化ではなく跨線橋またはアンダーパスによる単独立体交差が現実的な手法と考えておりますが、立体交差化には、鉄道の横断部分だけでなく、接続する道路までのアプローチ部分も含めた大規模な整備が必要となり、多大な事業費を要することなどから、現時点での事業化は困難と考えております。</p> <p>また、現在交通安全を注意喚起するための立て看板は、新規設置を行っておりません。その代わりとして、金属板に「スピード落とせ」や「横断者あり！」などの文言を記載した注意喚起サインを、電柱に巻き付ける形で設置しております。なお、設置については、自治会や市民からの要望を受けて、現地の状況等から要件を確認の上で行っております。</p>	P5 P133	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

NO.	ご意見の概要	人数	市の考え方	計画頁	回答分類
10	<p>【認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり】</p> <p>無償診断制度やインセンティブ交付金など、財源はどこからなのか。診断については無償よりも、受診できる場所が身近にあることが要かと思えます。個人・市民として、自分・家族の為の経費は、年金生活者が支払えるなら支払いたい。ただ介護保険料の推移を見て、施策充実とは、うらはらに、自分らしくあたり前の生活を送ることに不安を感じました。</p>	1	<p>認知症無償診断制度について、受診できる場所が身近にあることが重要であることは、ご意見のとおりであり、本市でも認識しております。本制度は、かかりつけ医など、身近な医療機関で認知機能検診が受けられ、必要に応じて精密検査まで無償で受けられることを目的としています。これをきっかけとして、市民や医療・介護の従事者が、早期発見・早期診断・早期対応の重要性を理解し、その方に必要な各種施策へと円滑につながるような仕組みの構築について、財源の確保を含め検討してまいります。</p> <p>また、インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金等）は国からの補助金となっております。</p>	P 63	③
11	<p>【認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり】</p> <p>西宮市高齢者福祉計画 西宮市介護保険事業計画 素案の概要版 P.13 基本施策 6 の 2 2 項目目、認知症の早期発見、早期診断及び早期対応の推進を目的とした無償診断制度の創設に向けた検討を進めます、の箇所、とてもいい仕組みだとは思いますが、財源がどこから捻出されるのかが大変気になります。引かれる介護保険費は年々高くなり、高齢者だけでなく、まだ働く世代である 50 代の自分達でも今後の生活に不安を感じます。市の施策の今後は、無駄遣いのないよう市民ひとりひとりが関心を持ち、疑問があれば問いかける行動力と言葉を持つことが大切だと痛感いたします。近所の病院や、処方薬局、個人医院などで</p>	1	<p>認知症無償診断制度については、市民や医療・介護の従事者が、早期発見・早期診断・早期対応の重要性を理解し、その方に必要な各種施策へと円滑につながるような仕組みの構築を、財源の確保を含め検討してまいります。</p> <p>また、認知症施策を推進するにあたり、認知症に関する周知・啓発は重要な要素であると考えており、認知症サポーター養成講座以外にも、行方不明となった認知症の人の早期発見と、発見時の適切な対応を学ぶことを目的とした「あつたか見守り声かけ講座」を地域で開催するよう取り組んでいます。</p>	P 63	①

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

NO.	ご意見の概要	人数	市の考え方	計画頁	回答分類
	<p>も、集い場に関するパンフレットや、認知症に関する資料など、よく見るようになり、間接的に人にお渡しすることが増え、助かっています。けれど、認知症について学ぶ機会は、コロナ禍前と比べるとほとんどなくなった印象があります。キャラバンメイトと名打つての講座もいいのですが、身近な方々が話して下さる機会があればと思います。</p>		<p>なお、参集型の講座に参加できない方に向けては、市公式 Youtube で「あったか見守り声かけ講座」や「認知症早期発見・対応啓発講座」の配信を行っております。</p> <p>今後も当事者の参画を含め、様々な形で認知症について知っていただける機会を作っていきたいと考えております。</p>		
12	<p><b>【認知症の人や介護者を支える体制の充実】</b></p> <p>素案 P.26 6) 上から 3 つめの■、3 行目「活動の支援」とはどんな支援でしょうか？ さくら会にも活動の呼びかけをお願いします。</p> <p>法律は守らねばなりません、資格がなくてもできる介護にまつわる仕事は一般に呼びかけ、人を集めるべきです。何もかもケアマネ、民生委員に頼むのは絶対無理です。例えば消防団のように臨時で手伝う制度（西宮は '95 の時そのお陰で神戸に比して火災が少なかった）が必要です。1 人の人が 70 才で要支援・・・重くなる要介護 4 90 才で亡くなるとするとどれ程の税金が投入されるのでしょうか。ボランティアやカフェなどの設置に税金を投入しても 1 人でも介護者を少なく、或いは高齢で発生すればその分税金は少なくてすみます。</p> <p>通常人の世話にならなければ死ねません。40 代、50 代にもその事実を認識させ、志のある人を集め行動に移すことが大事です。</p>	1	<p>認知症カフェや共生型地域交流拠点等の認知症の本人・家族が参加できる活動の支援を目的として、認知症サポーター養成講座で学んだ知識を基に活動したいという方に向けて、毎年 1 回認知症サポーターステップアップ講座を開催しています。この講座は、地域活動を紹介し、活動者からの話を聞いた上で、実際に参加いただいています。受講後、地域活動につながることを目標として実施しております。</p> <p>地域活動者が増えることで、地域内での見守りの強化や、認知症の人の早期発見、早期対応につながります。地域で暮らす認知症の人や家族の支援となることから、チームオレンジの取組の周知を通じ、地域活動や見守りの重要性について理解の促進を図り、地域活動者を増やしていけるように努めてまいります。</p>	P26 P64	①

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

NO.	ご意見の概要	人数	市の考え方	計画頁	回答分類
13	<p><b>【認知症の人や介護者を支える体制の充実】</b></p> <p>「あつたか見守り声掛け講座」を地域で展開して欲しいと思います。キャラバンメイト登録の方でメイト活動を希望しながら実施に至っていない方の協力をもってキャラバン隊で動いて欲しいです。認知症地域支援推進員だけでは全市展開は難しいのでは？スーパーやコンビニ、郵便局、銀行など過去にサポーター養成講座を開いてくださった企業などへの声掛けをお願いします。また、認知症の方を介護している家族からも「見守りお願いシート」的なものを作成（ケアマネやあんしん窓口協力のもと）し、地域の福祉協力員やご近所の方のお力を借りる積極的工夫が地域共生につながるのではないのでしょうか？</p>	1	<p>「あつたか見守り声掛け講座」については、認知症の方を見かけた際の声の掛け方についてロールプレイ形式で実施している講座で、現在、認知症地域支援推進員、高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）と連携のもと取り組んでいます。今後の施策の展開については、いただいたご意見などを参考に多様な方法を検討し取り組んでまいります。</p>	P64	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

NO.	ご意見の概要	人数	市の考え方	計画頁	回答分類
4	<p>【認知症の人や介護者を支える体制の充実】</p> <p>関係者間のネットワークに当事者や認知症の方を介護している家族の声が届くようにしてほしいです。ネットワークに当事者や家族が入っていません。</p>	1	<p>認知症に関する協議体として、「西宮市地域福祉計画策定委員会」、「高齢者福祉専門分科会」、「認知症施策検討委員会」があります。当事者会である、さくら会、ひまわり会、わかみや会より、各協議体に委員で参画いただいております。各当事者会から協議体でいただいたご意見については、施策や取組への反映を検討してまいります。</p>	P64	
15	<p>【認知症の人や介護者を支える体制の充実】</p> <p>認知症施策の協議体制について、委員会の構成メンバーに当事者会とあります。現在当事者会として若年性認知症の「わかみや会」より委員が選出されています。認知症施策を考える時、若年性認知症の方やご家族の意見を伺うのは当然のことと思います。西宮で認知症介護者の会として25年活動してきたさくら会からの参画は難しいのでしょうか。委員会で認知症施策についてどのような協議がなされているのかとても興味があります。認知症高齢者やMCIが増えていく現状においてこの協議体制では当事者の声が届かないのではないかと危惧されます。委員会設置要綱に傍聴可能とありますので、ぜひ傍聴させていただきたいと思います。委員会の協議内容や委員会開催予定日などはホームページに記載ありますか？</p>	1	<p>なお、認知症施策検討委員会の協議内容等の市ホームページでの公開につきましては、今後検討してまいります。</p>	P65	①
16	<p>【認知症の人や介護者を支える体制の充実】</p> <p>西宮版チームオレンジの取組について、認知症介護者会には情報が入ってきません。単発的に認知症カフェ、つどい場、共生型地域共交流拠点、当事者会の活動は理解していますが、情報交換の場が設けられているのでしょうか。認知症つながりフェアを実施していた頃はフェア実施まで意見交換等行い、相互理解が深まり、フェアでは一般市民に向けて、情報発信ができ</p>	1	<p>西宮版チームオレンジの取組については、認知症カフェや共生型地域交流拠点等認知症の本人・家族が主体的に参加している関係団体との調整のもと検討を進めてまいりました。</p> <p>今後、地域活動団体と連携を図りながら、チームオレンジの周知を行うとともに、関係者との情報交換の場づくりを進めてまいります。</p>	P65	③

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

NO.	ご意見の概要	人数	市の考え方	計画頁	回答分類
	<p>たように思います。チームオレンジの取組・活動のポイントに情報交換も必要と思います。</p>				
17	<p><b>【高齢者あんしん窓口の機能強化】</b>          高齢者あんしん窓口の相談支援機能の充実として、日曜相談窓口を西北の駅近くに設置できないでしょうか。自分の介護体験から、あんしん窓口の相談時間に合わせて仕事の合間に連絡するのは躊躇してしまうことがありました。</p>	1	<p>本市高齢者あんしん窓口は日常生活圏域に応じて設置しており、高齢者あんしん窓口として、特定の場所に限定して日曜相談窓口を新たに設置することは困難です。しかしながら、介護にかかる日曜日の相談支援体制については、他市の対応事例等やニーズについての情報収集を行い、研究を進めてまいります。</p>	P68	③
18	<p><b>【高齢者あんしん窓口の機能強化】</b>          認知症の可能性のある家族の不調を病気と思わずに、ご本人の性格と決めつけ、誰かに相談をする、ということが浮かばない方も身近におられました。あんしん窓口に繋げることはできましたが、もっと早く相談できたら、解決策もたくさんあったのでは、と感じました。あんしん窓口をもっと知っていただきたいですね。</p>	1	<p>認知症の早期の相談対応については、市としても重要と考えております。今後も認知症に関する市民の理解を深めるための啓発などを進めるとともに、高齢者あんしん窓口の周知に努めてまいります。</p>	P68	①
19	<p><b>【介護保険料・利用料について】</b>          西宮市独自での介護対策をすることで、介護保険料・利用料をこれ以上上げないでください。          また、国の負担率を上げるよう国に要望してほしいです。</p>	1	<p>介護保険料については、第8期計画期間（令和3～5年度）において、介護給付費準備基金を約29億円投入し、保険料を据え置きとさせていただきました。今回の第9期につきましては、要介護認定者数の増加や、第8期計画に記載の特別養護老人ホームなどの介護保険施設整備に伴い介護保険給付費が増加していることが、保険料上昇の要因となっています。このことから、介護給付費準備基金の残高見込み約21億円のうち約17億円を投入して、保険料上昇の抑制を考えて</p>	P91	④

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

NO.	ご意見の概要	人数	市の考え方	計画頁	回答分類
			<p>おりますが、据え置きは困難です。</p> <p>また、利用料については、介護保険制度において負担割合が定められており、本市の独自施策として利用料の引き下げを行うことは困難です。</p> <p>一方で、介護保険料や利用料が増加し続けることは、市民生活を圧迫することも明らかであることから、国に対しては、引き続き国負担率の上昇を要望してまいります。</p>		
20	<p>【介護保険制度について】</p> <p>介護職について今年で5年程になります。以前に比べ利用者さんの介護度の認定が厳しくなったように感じています。私の勤めるデイサービスでも独居・夫婦で共に90才を超えている方、老々介護など十全な介護サービスがなければ、生活がむずかしい方が多くいます。現状でも生活を維持するだけで精一杯の家庭が大半だと思われます。それがなんとか維持できているのはケアマネやヘルパーさん、家族さんの尽力があるためでこれ以上制度改正という名の制度の劣化が進めば、つぶれる家庭が多数出てくるのではないかと危惧しています。計画の作成にあたっては、みなさんが安心して生活を続けられる内容にしていただければと希望します。</p>	2	<p>高齢者福祉計画の理念としてかかげる、すべての高齢者が安心して暮らせるよう、介護保険制度を含めた、高齢者福祉事業の取組が必要と考えており、素案P35第3章にて、第9期計画における課題などを記載しております。今後もすべての高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者福祉施策に努めてまいります。</p>		①
21	<p>【高齢者福祉施策全般について】</p> <p>福祉という大きなテーマの中で、西宮は進んでいるという声を他市の方々から聞くことが多いです。年齢や病状・障害について、1人ひとりにフィットした対応をすることが、今後100年・200年後にプラスとなるような環境を整えてこそが大切だと私は思います。新人の方もベテランの方も、いろんな体調不良の中でも、ご家族様のご理解やご協力の中で働かれていますと思いま</p>	1	<p>高齢者の福祉施策は持続可能な制度となることや、すべての高齢者が安心して暮らせるよう、環境を整えることを目指し、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を作成しております。</p> <p>今後も地域・介護・医療が連携し、高齢者の暮らしをケアできるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてまいります。</p>		①

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

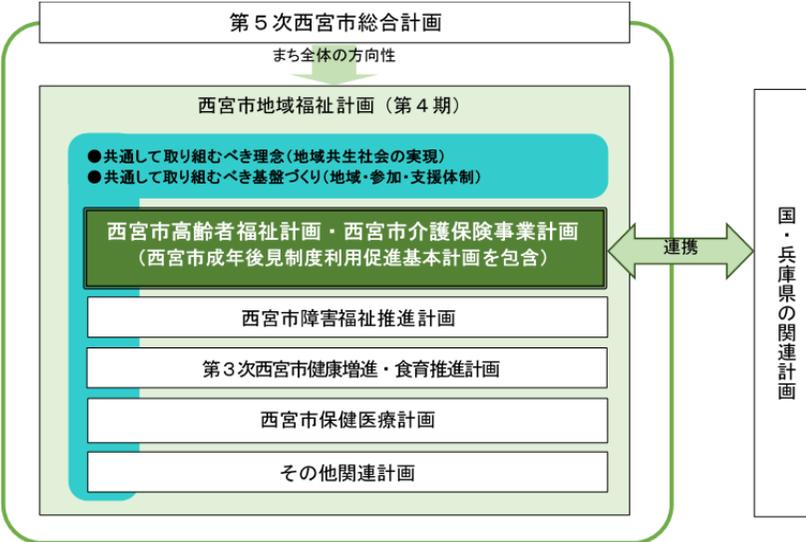
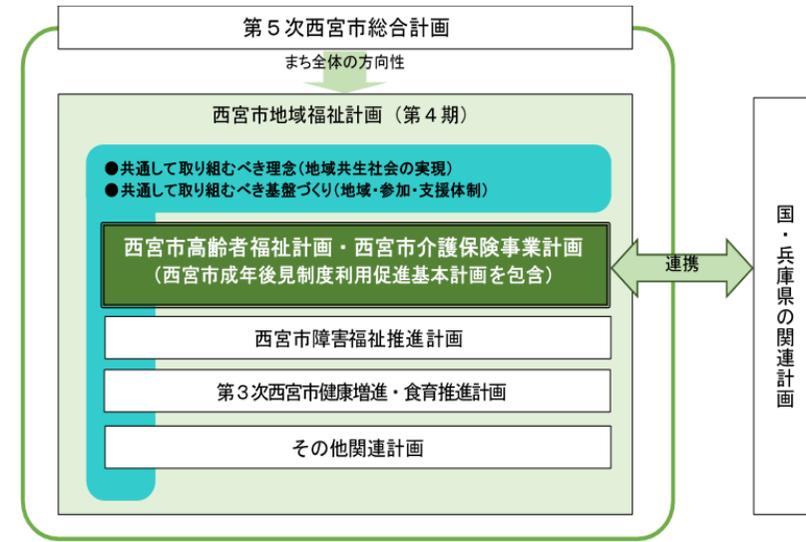
NO.	ご意見の概要	人数	市の考え方	計画頁	回答分類
	<p>す。私も小さな親切がおせっかい者として見られるのではないかと思ったり、自分自身が自立出来ていない、しっかりと働けているとは思えない、という不安と共に生活しています。市には入院前後のケアも、入院中の身の安全もトータルケアを大事にして頂きたいです。そして御家族さんにも優しく接してください。</p>				
22	<p>【計画書について】 具体的に高齢者にわかるように書いてほしい。</p>	1	<p>今回の計画については、基本目標に対して市の取組が明確になるよう、第5章の施策の展開においては、基本目標に向けての重点的な取組のみを記載し、関連のある取組については、資料編に記載しました。</p> <p>全体のページ数は多くなってしまいましたが、第9期計画では第8期計画に比べ、本編を113ページから95ページに減らし、資料編については12ページから54ページに増やすことで、わかりやすさと内容の向上に努めました。</p> <p>また、本編記載の重点的な取組の中で、専門的な用語を使用している事業については、切り出し説明・図や写真を掲載するなど、わかりやすい説明となるように努めました。</p>		③
23	<p>【感染症対策について】 感染症ワクチン接種、北部は医療機関が少なく、申し込みできなかったことがあります。隣接市町村との連携充実を望みます。</p>	1	<p>医療機関の配置については、医療部門での対応内容となりますので、いただいたご意見は、本市の保健総務課へお伝えさせていただきます。</p>		⑤

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です ②素案を修正します ③今後の参考・検討とします ④素案のとおりとします ⑤その他

### 3. 「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（素案）」にかかる修正箇所対応表

パブリックコメントの意見以外で修正した箇所一覧

No	修正前	修正後	計画頁
1	計画全体 ○表現の修正 ・ 一般高齢者（後期高齢者） ・ 要介護認定者（在宅） ・ 要支援者等 ・ 社会福祉協議会	計画全体 <b>【修正内容】</b> ・ 一般高齢者のうち後期高齢者 ・ 在宅の要介護認定者 ・ 要支援認定者等 ・ 「地区社会福祉協議会」と「西宮市社会福祉協議会」に区別  <b>【修正理由】</b> ・ 表現の分かり難さや、曖昧な表現の明確化	

No	修正前	修正後	計画頁
2	<p>2) 関連計画との関係</p> <p>○図の修正</p> 	<p>2) 関連計画との関係</p> <p>【修正内容】関連計画から「西宮市保健医療計画」を削除</p>  <p>【修正理由】西宮市保健医療計画の更新が未定のため</p>	P2

No	修正前	修正後	計画頁
3	<p>7) 令和 22 年 (2040 年) の西宮市の姿</p> <p>○グラフ説明文の修正 各グラフ資料：第 5 次西宮市総合計画の将来人口推計結果より</p> <p>○人口推計値の更新</p>	<p>7) 令和 22 年 (2040 年) の西宮市の姿</p> <p>【修正内容】 各グラフ資料：第 5 次西宮市総合計画 <u>(後期基本計画)</u> の将来人口推計結果より</p> <p>【更新内容】第 5 次西宮市総合計画の前期基本計画値から後期基本計画値に更新</p> <p>【更新理由】 第 5 次西宮市総合計画の後期基本計画作成に伴い、人口推計値が更新されたため</p>	P17 ～ P18
4	<p>7) 令和 22 年 (2040 年) の西宮市の姿</p> <p>○最新のサービス見込量を反映</p> <p>○文章の修正 厚生労働省が作成した介護人材需給推計シートを用いて、本市における将来の介護職員の需要と供給の推計人数を比較すると、<u>2025 年</u>までは供給が需要を上回ると推計されますが、<u>2030 年</u>でほぼ同じ人数となり、<u>2035 年</u>以降は需要が供給を上回ると推計されます。</p>	<p>7) 令和 22 年 (2040 年) の西宮市の姿</p> <p>【更新内容】グラフ【介護職員の需要と供給の推計】の需要推計基礎値となるサービス見込量を最新に置き換え、需要推計を更新。</p> <p>【修正内容】以下のとおり 厚生労働省が作成した介護人材需給推計シートを用いて、本市における将来の介護職員の需要と供給の推計人数を比較すると、<u>2030 年</u>までは供給が需要を上回ると推計されますが、<u>2035 年</u>以降は需要が供給を上回ると推計されます。</p>	P19

No	修正前	修正後	計画頁
5	<p>重点的な取組3) フレイル対策と生活習慣病予防の推進</p> <p>○枠内説明文の修正</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」とは</b></p> <p>高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすいといわれています。</p> <p>令和2年度、国において「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険等の一部を改正する法律」が施行され、健康状態と生活機能の課題に一体的に行うこととされ、令和4年度より、高齢者のフレイル対策として、後期高齢者を対象に医療専門職による生活習慣病の重症化予防等のための「個別的支援（ハイリスクアプローチ）」と「通いの場等への積極的な支援（ポピュレーションアプローチ）」の両方を一体的に実施しています。</p> </div>	<p>重点的な取組3) フレイル対策と生活習慣病予防の推進</p> <p><b>【修正内容】</b>以下のとおり</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>西宮市の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」について</b></p> <p>高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすいといわれています。</p> <p>令和2年度（2020年度）、国において「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険等の一部を改正する法律」が施行され、健康状態と生活機能の課題に一体的に行うこととされました。西宮市では、令和4年度（2022年度）より、高齢者のフレイル対策として、後期高齢者を対象に医療専門職による生活習慣病の重症化予防等のための「個別的支援（ハイリスクアプローチ）※1」と「通いの場等への積極的な支援（ポピュレーションアプローチ）※2」の両方を一体的に実施しています。</p> <p>※1 個別的支援（ハイリスクアプローチ）  長寿健康診査の結果等より、「糖尿病性腎症」「高血圧」「脂質異常症」「低栄養」「口腔」のリスクがある方で、医療機関未受診の人を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による保健指導を実施しています。</p> <p>※2 通いの場等への積極的な支援（ポピュレーションアプローチ）  高齢者の集まる通いの場（ふれあいいきいきサロン、ふれあい昼食会、西宮いきいき体操等）の参加者や、市が主催するフレイル予防教室において、高齢者の質問票を用いてフレイルチェック、フレイル予防に関する健康教育、健康相談を実施しています。</p> </div> <p><b>【修正理由】</b>説明文中の専門用語の説明を直下に挿入することで、分かりやすさを向上</p>	P46
6	<p>第6章 介護サービス量等の推計</p> <p>第7章 介護サービス給付費及び保険料</p> <p>○実績値の更新</p> <p>○給付費推計値の更新</p>	<p>第6章 介護サービス量等の推計</p> <p>第7章 介護サービス給付費及び保険料</p> <p><b>【更新内容】</b>実績値を7月実績から9月実績に更新</p> <p><b>【更新内容】</b>給付費推計値を最新データに更新</p>	P74 ～ P79

No	修正前	修正後	計画頁
7	<p>2 保険給付費等の負担割合について</p> <p>○説明文及び調整交付金交付率の変更</p> <p>1) 保険給付費の負担割合</p> <p>ただし、国負担分のうち5%相当分については、高齢者の年齢構成や所得段階区分の割合を勘案して保険者ごとに調整されたものが調整交付金として交付されます。なお、本市では、この割合を<u>3.76%</u>と推計しています。そのため、実際の第1号被保険者の割合23.0%に調整交付金の割合である5%から<u>3.76%</u>を差し引いた<u>1.24%</u>が上乗せされ、<u>24.24%</u>となります。</p>	<p>2 保険給付費等の負担割合について</p> <p>【変更内容】以下のとおり</p> <p>1) 保険給付費の負担割合</p> <p>ただし、国負担分のうち5%相当分については、高齢者の年齢構成や所得段階区分の割合を勘案して保険者ごとに調整されたものが調整交付金として交付されます。なお、本市では、この割合を<u>4.01%</u>としています。そのため、実際の第1号被保険者の割合23.0%に調整交付金の割合である5%から<u>4.01%</u>を差し引いた<u>0.99%</u>が上乗せされ、<u>23.99%</u>となります。</p> <p>【変更理由】</p> <p>令和5年度の調整交付金交付率が決定したことを受け、予測値を修正</p>	P88
8	<p>3 第1号被保険者の保険料</p> <p>○第1号被保険者が負担すべき費用の説明ページ追加</p>	<p>3 第1号被保険者の保険料</p> <p>【追加内容】「第1号被保険者が負担すべき費用（保険料必要額の見込み）」ページの追加</p> <p>【追加理由】第1号被保険者が負担すべき費用の明確化</p>	P89
9	<p>3) 保険料設定</p> <p>○説明文の修正</p> <p><u>令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）の第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、現時点での推計では次のようになります。これらに加え、介護報酬の改定や介護給付費準備基金の取り崩し等も勘案して保険料基準額を設定していくこととなります。また、第9期計画期間の保険料段階については、介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者の保険料上昇を抑制すること、負担能力に応じた負担の観点から、課税所得段階（6段階以上）の多段階化、高所得者の基準割合の引き上げを予定しています。</u></p>	<p>3) 保険料設定</p> <p>【修正内容】以下のとおり</p> <p><u>第9期計画期間の保険料段階については、介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者の保険料上昇を抑制すること、負担能力に応じた負担の観点から、課税所得段階（6段階以上）の多段階化、高所得者の基準割合の引き上げを行いました。</u></p> <p>【修正理由】</p> <p>市の基準割合が確定したことに伴い、説明文を修正</p>	P91

No	修正前	修正後	計画頁
10	<p>【第9期における保険料段階設定】</p> <p>○各段階の基準割合及び対象者の変更</p> <p>第1段階 0. <u>445</u></p> <p>第2段階 0. <u>680</u></p> <p>第3段階 0. <u>750</u></p> <p>(略)</p> <p>第7段階 1. <u>25</u></p> <p>第8段階 1. <u>50</u></p> <p>第9段階 1. <u>70</u> 320万円以上 <u>410</u>万円未満</p> <p>第10段階 1. <u>90</u> <u>410</u>万円以上 <u>500</u>万円未満</p> <p>第11段階 2. <u>10</u> <u>500</u>万円以上 <u>590</u>万円未満</p> <p>第12段階 2. <u>30</u> <u>590</u>万円以上 <u>680</u>万円未満</p> <p>第13段階 2. <u>40</u> <u>680</u>万円以上 <u>800</u>万円未満</p> <p>第14段階 2. <u>55</u> <u>800</u>万円以上 1,000万円未満</p> <p>第15段階 2. <u>70</u></p> <p>第16段階 2. <u>85</u></p> <p>第17段階 3. <u>00</u></p> <p>第18段階 3. <u>15</u></p>	<p>【第9期における保険料段階設定】</p> <p>【変更内容】以下のとおり</p> <p>第1段階 0. <u>455</u></p> <p>第2段階 0. <u>685</u></p> <p>第3段階 0. <u>69</u></p> <p>(略)</p> <p>第7段階 1. <u>225</u></p> <p>第8段階 1. <u>45</u></p> <p>第9段階 1. <u>60</u> 320万円以上 <u>420</u>万円未満</p> <p>第10段階 1. <u>80</u> <u>420</u>万円以上 <u>520</u>万円未満</p> <p>第11段階 2. <u>00</u> <u>520</u>万円以上 <u>620</u>万円未満</p> <p>第12段階 2. <u>20</u> <u>620</u>万円以上 <u>720</u>万円未満</p> <p>第13段階 2. <u>40</u> <u>720</u>万円以上 <u>830</u>万円未満</p> <p>第14段階 2. <u>50</u> <u>830</u>万円以上 1,000万円未満</p> <p>第15段階 2. <u>60</u></p> <p>第16段階 2. <u>70</u></p> <p>第17段階 2. <u>80</u></p> <p>第18段階 2. <u>90</u></p> <p>【変更の理由】</p> <p>国より第9期の保険料率改正案が示されたため</p>	P91

No	修正前						修正後						計画頁
11	【保険料段階区分別被保険者数の推計と構成比】						【保険料段階区分別被保険者数の推計と構成比】						P92
	保険料段階	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計	構成比	保険料段階	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計	構成比	
	第1段階(基準額×0.445)	23,006	23,134	23,262	69,402	19.2%	第1段階(基準額×0.455)	23,006	23,134	23,262	69,402	19.2%	
	第2段階(基準額×0.680)	10,465	10,523	10,581	31,569	8.8%	第2段階(基準額×0.685)	10,465	10,523	10,581	31,569	8.8%	
	第3段階(基準額×0.750)	10,042	10,098	10,153	30,293	8.4%	第3段階(基準額×0.69)	10,042	10,098	10,153	30,293	8.4%	
	第4段階(基準額×0.875)	13,096	13,169	13,241	39,506	11.0%	第4段階(基準額×0.875)	13,096	13,169	13,241	39,506	11.0%	
	第5段階(基準額)	12,662	12,732	12,803	38,197	10.6%	第5段階(基準額)	12,662	12,732	12,803	38,197	10.6%	
	第6段階(基準額×1.150)	11,049	11,111	11,172	33,332	9.2%	第6段階(基準額×1.15)	11,049	11,111	11,172	33,332	9.2%	
	第7段階(基準額×1.250)	18,352	18,455	18,556	55,363	15.4%	第7段階(基準額×1.225)	18,352	18,455	18,556	55,363	15.4%	
	第8段階(基準額×1.500)	9,290	9,342	9,393	28,025	7.8%	第8段階(基準額×1.45)	9,290	9,342	9,393	28,025	7.8%	
	第9段階(基準額×1.700)	3,654	3,675	3,695	11,024	3.1%	第9段階(基準額×1.60)	<u>3,952</u>	<u>3,974</u>	<u>3,996</u>	<u>11,922</u>	<u>3.3%</u>	
	第10段階(基準額×1.900)	1,985	1,996	2,007	5,988	1.7%	第10段階(基準額×1.80)	<u>1,974</u>	<u>1,985</u>	<u>1,996</u>	<u>5,955</u>	<u>1.7%</u>	
	第11段階(基準額×2.100)	1,026	1,031	1,037	3,094	0.9%	第11段階(基準額×2.00)	<u>989</u>	<u>995</u>	<u>1,000</u>	<u>2,984</u>	<u>0.8%</u>	
	第12段階(基準額×2.300)	659	662	666	1,987	0.6%	第12段階(基準額×2.20)	<u>663</u>	<u>666</u>	<u>670</u>	<u>1,999</u>	<u>0.6%</u>	
	第13段階(基準額×2.400)	648	651	655	1,954	0.5%	第13段階(基準額×2.40)	<u>546</u>	<u>549</u>	<u>552</u>	<u>1,647</u>	<u>0.5%</u>	
	第14段階(基準額×2.550)	739	743	748	2,230	0.6%	第14段階(基準額×2.50)	<u>587</u>	<u>590</u>	<u>594</u>	<u>1,771</u>	<u>0.5%</u>	
	第15段階(基準額×2.700)	537	540	543	1,620	0.4%	第15段階(基準額×2.60)	537	540	543	1,620	0.4%	
	第16段階(基準額×2.850)	529	531	534	1,594	0.4%	第16段階(基準額×2.70)	529	531	534	1,594	0.4%	
	第17段階(基準額×3.000)	576	579	582	1,737	0.5%	第17段階(基準額×2.80)	576	579	582	1,737	0.5%	
	第18段階(基準額×3.150)	1,242	1,251	1,257	3,750	1.0%	第18段階(基準額×2.90)	1,242	<u>1,250</u>	1,257	<u>3,749</u>	1.0%	
合計被保険者数	119,557	120,223	120,885	360,665	100%	合計被保険者数	119,557	120,223	120,885	360,665	100%		

No	修正前	修正後	計画頁																																
12	<p>4. 低所得高齢者への対策</p> <p>○「調整中」の箇所を更新</p> <p>1) 低所得高齢者の介護保険料軽減強化事業</p> <table border="1" data-bbox="226 400 1010 600"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>軽減前</th> <th>軽減後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>保険料率</td> <td>0.445</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>保険料率</td> <td>0.680</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>保険料率</td> <td>0.75</td> <td>⇒</td> </tr> </tbody> </table>			軽減前	軽減後	第1段階	保険料率	0.445	⇒	第2段階	保険料率	0.680	⇒	第3段階	保険料率	0.75	⇒	<p>4. 低所得高齢者への対策</p> <p>【更新内容】以下のとおり</p> <p>1) 低所得高齢者の介護保険料軽減強化事業</p> <table border="1" data-bbox="1070 400 1904 600"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>軽減前</th> <th>軽減後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>保険料率</td> <td>0.455 (34,900円)</td> <td>⇒ 0.285 (21,900円)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>保険料率</td> <td>0.685 (52,600円)</td> <td>⇒ 0.485 (37,300円)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>保険料率</td> <td>0.69 (53,000円)</td> <td>⇒ 0.685 (52,700円)</td> </tr> </tbody> </table>			軽減前	軽減後	第1段階	保険料率	0.455 (34,900円)	⇒ 0.285 (21,900円)	第2段階	保険料率	0.685 (52,600円)	⇒ 0.485 (37,300円)	第3段階	保険料率	0.69 (53,000円)	⇒ 0.685 (52,700円)	P93
		軽減前	軽減後																																
第1段階	保険料率	0.445	⇒																																
第2段階	保険料率	0.680	⇒																																
第3段階	保険料率	0.75	⇒																																
		軽減前	軽減後																																
第1段階	保険料率	0.455 (34,900円)	⇒ 0.285 (21,900円)																																
第2段階	保険料率	0.685 (52,600円)	⇒ 0.485 (37,300円)																																
第3段階	保険料率	0.69 (53,000円)	⇒ 0.685 (52,700円)																																

No	修正前					修正後					計画頁		
	2) 保険料の市独自減免の実施					2) 保険料の市独自減免の実施							
	減免対象者		第9期計画期間			減免対象者		第9期計画期間					
			保険料 段階	減免前 (基準額 ×)	公費に よる軽減後 (基準額×)			減免後 (基準 額×)	保険料 段階	減免前 (基準額 ×)	公費に よる軽減後 (基準額×)	減免後 (基準 額×)	
①	老齢福祉年金受給者		第1段階	0.445	調 整 中	①	老齢福祉年金受給者		第1段階	0.445	0.285	0.2	
②	外国人等高齢者特別給付金受給者		第1段階	0.445		第1段階	0.445	0.285	0.2				
			第2段階	0.68		第2段階	0.68	0.485	0.2				
			第3段階	0.75		第3段階	0.75	0.685	0.2				
③	市民税世帯非課税 で、市民税課税者の 扶養となっていない などの条件に該当す る生活困窮者	ア)世帯 の年間 収入の 合計が 80万円 以下(世 帯員が 1人増 えるご とに25 万円加 算)	第1段階	0.445		第1段階	0.445	0.285	0.2				
			第2段階	0.68			第2段階			0.68	0.485	0.2	
		イ)世帯 の年間 収入の 合計が 150万 円以下 (世帯 員が1 人増 えるご とに50 万円加 算)	第3段階	0.75		第3段階	0.75	0.685	0.2				
			第3段階	0.75			第3段階			0.75	0.685	0.4	
④	市民税世帯課税及び 市民税 本人課税の 生活困窮者	③のア) と同様	第4段階	0.875		第4段階	0.875	—	—	0.2			
			第5段階	1.00			第5段階			1.00	—	0.2	
			第6段階	1.15	第6段階		1.15			—	0.2		
		③のイ) と同様	第7段階	1.25	第7段階	1.25	—	—	—	0.2			
			第4段階	0.875		第4段階				0.875	—	0.4	
			第5段階	1.00		第5段階				1.00	—	0.4	
			第6段階	1.15		第6段階				1.15	—	0.4	
第7段階	1.25	第7段階	1.25	—	0.4								

No	修正前	修正後	計画頁
13	<p>用語解説 ○用語の追加</p>	<p>用語解説 【追加内容】 KDBシステム 正式名称が国保データベースシステムの略。県の国民健康保険団体連合が国民健康保険加入者や後期高齢者の検診や医療情報など、個人の健康に関するデータを把握するシステム。</p> <p>団塊の世代 昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。</p> <p>団塊ジュニア世代 昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）ごろの第2次ベビーブーム時代に生まれた人々。団塊の世代の子供にあたる世代。</p>	<p>P145 ～ P151</p>